

7. 高年齢雇用継続給付支給申請

1. 保育園名 _____

フリガナ

2. 氏名 _____

____ 歳

生年月日

____ 年 ____ 月 ____ 日

3. 被保険者番号 _____

事業主の方は、雇用する被保険者の方が「60歳」に達したときはその方の賃金が低下すると同時に「雇用保険被保険者六十歳到達時賃金月額証明書」(以下「賃金月額証明書」といいます)により、その被保険者の方の60歳時点の賃金を公共職業安定所（ハローワーク）に届け出る必要があります。

また、同時に「雇用保険被保険者高年齢雇用継続給付受給資格確認票」(以下「受給資格確認票」といいます)を提出して、被保険者の方について高年齢雇用継続給付の受給資格の確認を受けていただいています。

そして、その被保険者の方が一定の要件を満たす場合には「高年齢雇用継続給付」の支給を受けることができます。

高年齢雇用継続給付とは……

- 在職者の方を対象とする給付金です。
- 60歳から64歳までの被保険者の方で、原則として60歳時点の75%未満の賃金で雇用されている方に給付金が支給されます。

この届けを受理してから、後日関係書類を郵送します。

この届けはFAXで送信して下さい。

FAX番号 075-223-8961